

公益財団法人知床自然アカデミー 定款
2025 年 4 月 1 日改正版
(旧称 公益財団法人知床自然大学院大学設立財団)

第 1 章 総則

(名称)

- 第 1 条 この法人は、公益財団法人知床自然アカデミー（通称を「知床自然アカデミー」とする）と称する。

(事務所)

- 第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道斜里郡斜里町に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

- 第 3 条 この法人は、自然生態系・生物多様性の保全と、人間と野生生物との共生に寄与する人材育成につながる野生生物保護管理教育等を実践することにより、自然生態系の保全が人類生存の前提になっている現実を見据え、知床に、野生生物と人間社会との間に生じた様々な問題解決と共生のための新しい思想・技術を創出しその実践を担う専門家や研究者を育成する大学院に相当する高等教育研究機関（以下、「知床自然大学院大学」という）を、設立・設置・誘致することに寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。
- (1) 知床自然大学院大学を開設する学校法人設立の準備、及び知床自然大学院大学の設置或いは誘致の準備をする事業
- (2) 知床自然大学院大学が必要であることを広く世の中に訴えて賛同者を募る広報事業、野生生物保護管理教育に寄与する講座や実習を行うことで人材育成を実践する事業、およびそのための調査研究事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

- 第 5 条 基本財産は、この法人の目的である事業をおこなうために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は代表理事が行い、その方法は理事会により別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項及び第2項に関わらず、この法人の最初の事業年度に関する第1項に書類については、登記後に代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員長は、評議員会で選任する。評議員長は評議員会議長として評議員会の議事を司る。

5 評議員に異動があつたときには、2 週間以内に登記しなければならない。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の選任及び解任
- (4) 評議員に対する報酬等の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が招集する。
- 4 評議員会の招集は、評議員会開催の日の 5 日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発するものとする。
- 5 前項の規定に関らず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。評議員長が不在の場合は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名人 2 名がこれに記名押印、または電子署名をする。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

- 3 代表理事以外の理事から、1 名以上を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又

は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 28 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第 30 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

第 7 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 33 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 ただし、代表理事が欠けたとき各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は理事又は法令の定めるところにより監事から、理事会の目的である事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発しなければならない。
- 4 理事会の招集は、理事会の目的たる事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の 5 日前までに理事及び監事にあらかじめ通知しなければならない。

（議長）

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所及び従たる事務所に備え置く。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印、又は電子署名をする。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会に関する事項は、法令およびこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 専門委員会、顧問、相談役、コラボレーター

(専門委員会)

第 40 条 この法人に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会はこの法人の目的を達成するため、この法人の事業や運営、教育カリキュラム、野生生物保護管理教育に関する助言や協力を行う。

3 専門委員会の設置及び解散、並びに専門委員の任命及び解任は理事会がこれを行う。

4 専門委員は、無報酬とする。ただし、代表理事が委任した研究・活動に対して必要な経費を支給することができる。

5 専門委員会の運営は理事会が定める専門委員会運営規則による。

(顧問、相談役、コラボレーター)

第 41 条 この法人に、顧問・相談役を若干名置くことができる。また、コラボレータを必要数任命することができる。

2 顧問・相談役の選任と退任は代表理事が発議し理事会がこれを承認する。

3 顧問・相談役は代表理事からの諮問に意見を述べることができる。

4 コラボレーターは、当財団の事業推進に協力するため、財団の役員・ボランティアスタッフ経験者や有識者などから、2 名以上の理事が発議し理事会の承

認により任命する。

- 5 顧問・相談役・コラボレーターは、無報酬とする。但し、代表理事が委任した活動に対して必要な経費を支給することができる。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

- 第42条 この法人の目的及び事業に賛同するものは、この法人の賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員は毎事業年度、所定の会費を納めるものとする。
 - 3 会費は、その50%を超える額を、公益目的事業のために支出するものとする。
 - 4 賛助会員に対する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。
- 2 事務局長は理事会の承認を経て代表理事が任免する
 - 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

- 第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

- 第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 12 章 公告の方法及び情報開示

(公告の方法及び情報開示)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 第 9 条第 1 項に定める書類は、この法人のホームページにて公開する。

第 13 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

(法令の準拠)

第 50 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行日)

第 51 条 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に基づく公益認定を受けた日から施行する。

2 この定款の変更は、評議員会による決議の日から施行する。但し、第 1 条（名称）は令和 7 年 4 月 1 日をもって施行する。